

国家戦略特区 地域限定型 規制のサンドボックス制度 説明資料



内閣府地方創生推進事務局
令和3年度

目次

1 「地域限定型 規制のサンドボックス制度」とは	P3
2 関連法の特例措置（道路運送車両法及び道路交通法・航空法・電波法）	P4
3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス（概略版・詳細版）	P8
4 サンドボックス制度 Q&A	P21
【参考資料】	
5 「地域限定型 規制のサンドボックス制度」とは（概略版）	P25
6 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス（詳細版）	P26
7 活用イメージ（道路運送車両法及び道路交通法・航空法・電波法）	P28
8 APPENDIX	P34
I .国家戦略特区の指定状況及びワンストップセンターの設置状況	
II .近未来技術実証分科会等及び技術検討会の設置状況	
III .全国の主な実証実験の状況（自動運転、無人航空機）	
IV .国家戦略特区における近未来技術実証の取組み	
9 配布用チラシ	P43
・地域限定型 規制のサンドボックス制度とは	
・サンドボックス制度を活用した実証実験までのプロセス	

1 地域限定型 規制のサンドボックス制度とは

- 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

サンドボックス制度における特例

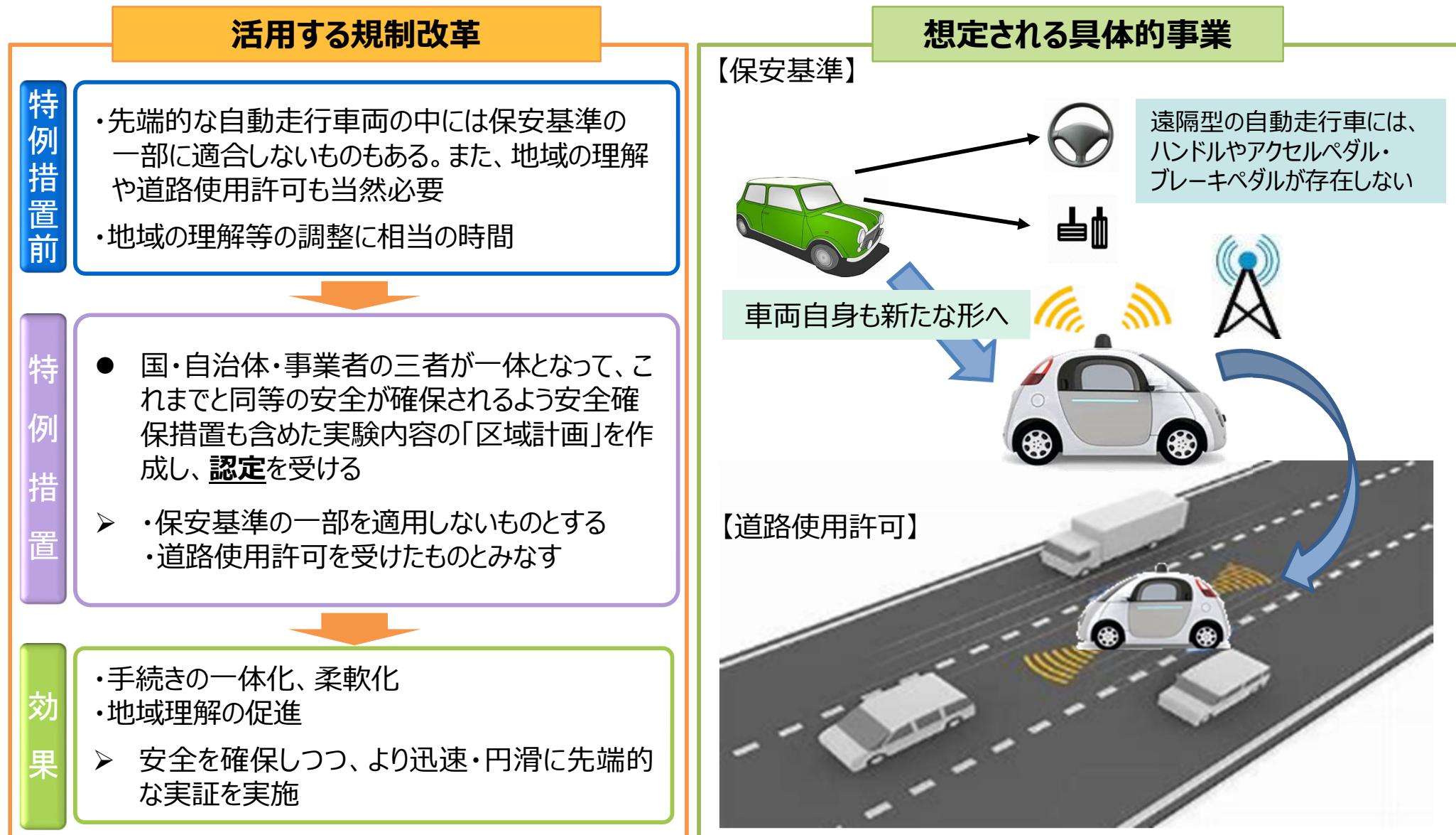
- ・自動運転に係る特例（道路運送車両法・道路交通法の特例）（道路運送車両法第41条）（道路交通法第77条）
保安基準の一部を適用しないものとする・**道路使用許可**があつたものとみなす
(法第25条の3第1項) (法第25条の4第1項)
- ・無人航空機（ドローン）に係る特例（航空法の特例）（航空法第132条・第132条の2）
飛行空域の許可・飛行方法の承認があつたものとみなす
(法第25条の5第1項、第2項)
- ・電波利用に係る特例（電波法の特例）（電波法第12条・第27条の5）
実験等無線局として**無線局の免許**を速やかに与える
(法第25条の6第1項)

規制のサンドボックス制度とは

イノベーション促進のために、一時的に規制の適用を停止するなど、新たなビジネスの実験場の仕組みとしてイギリスなどで始められた「規制の砂場（Regulatory Sandbox）」をいう。これを参考に、特区においても、監視・評価などの事後チェックルールを整備し、近未来技術実証に関する事前規制・手続きを見直すことで、迅速・円滑に実証実験を実現する仕組みを設けようとするもの。

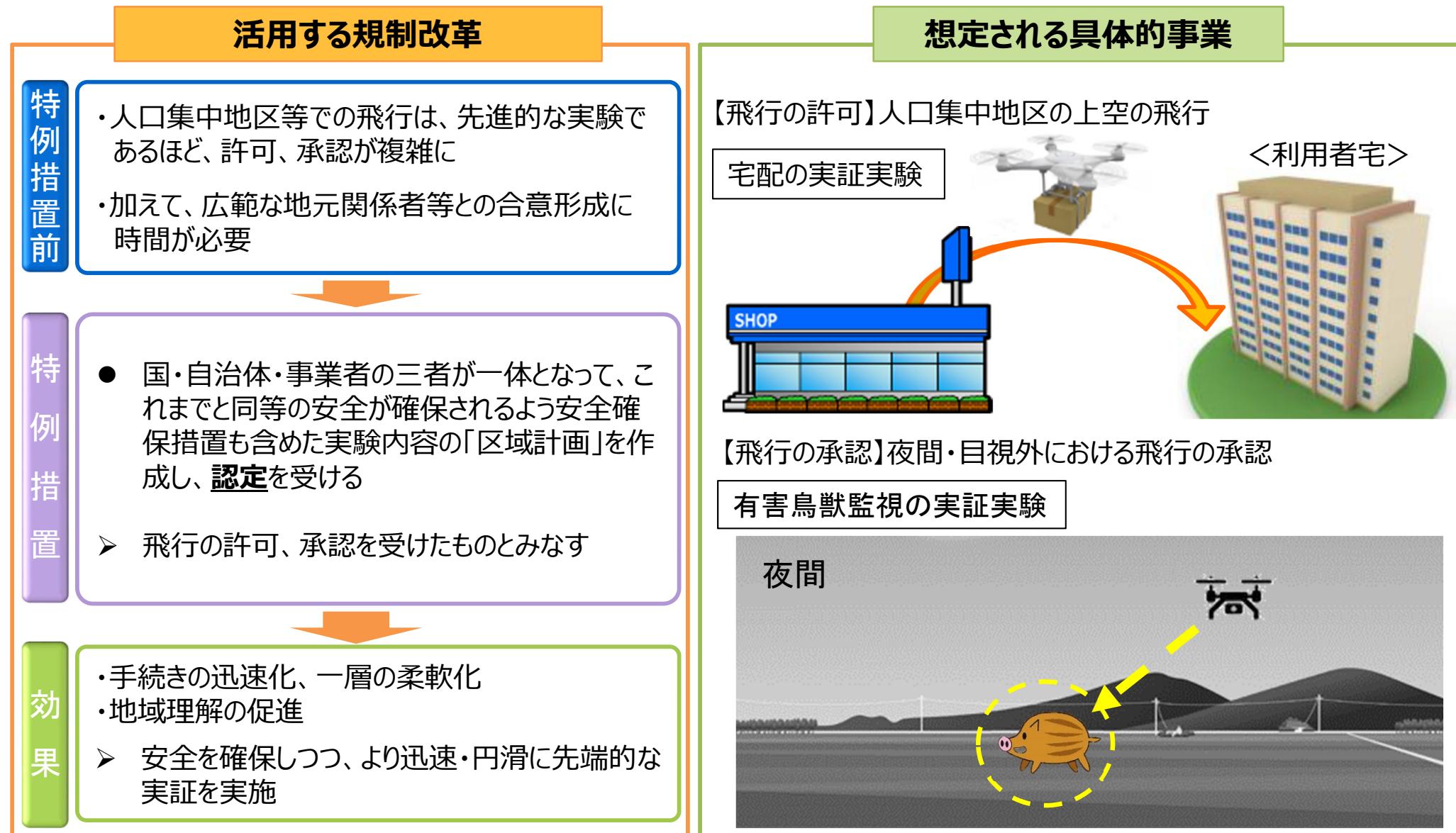
2 関連法の特例措置（道路運送車両法及び道路交通法の特例）

自動運転の場合



2 関連法の特例措置（航空法の特例）

無人航空機（ドローン）の場合



2 関連法の特例措置（電波法の特例）

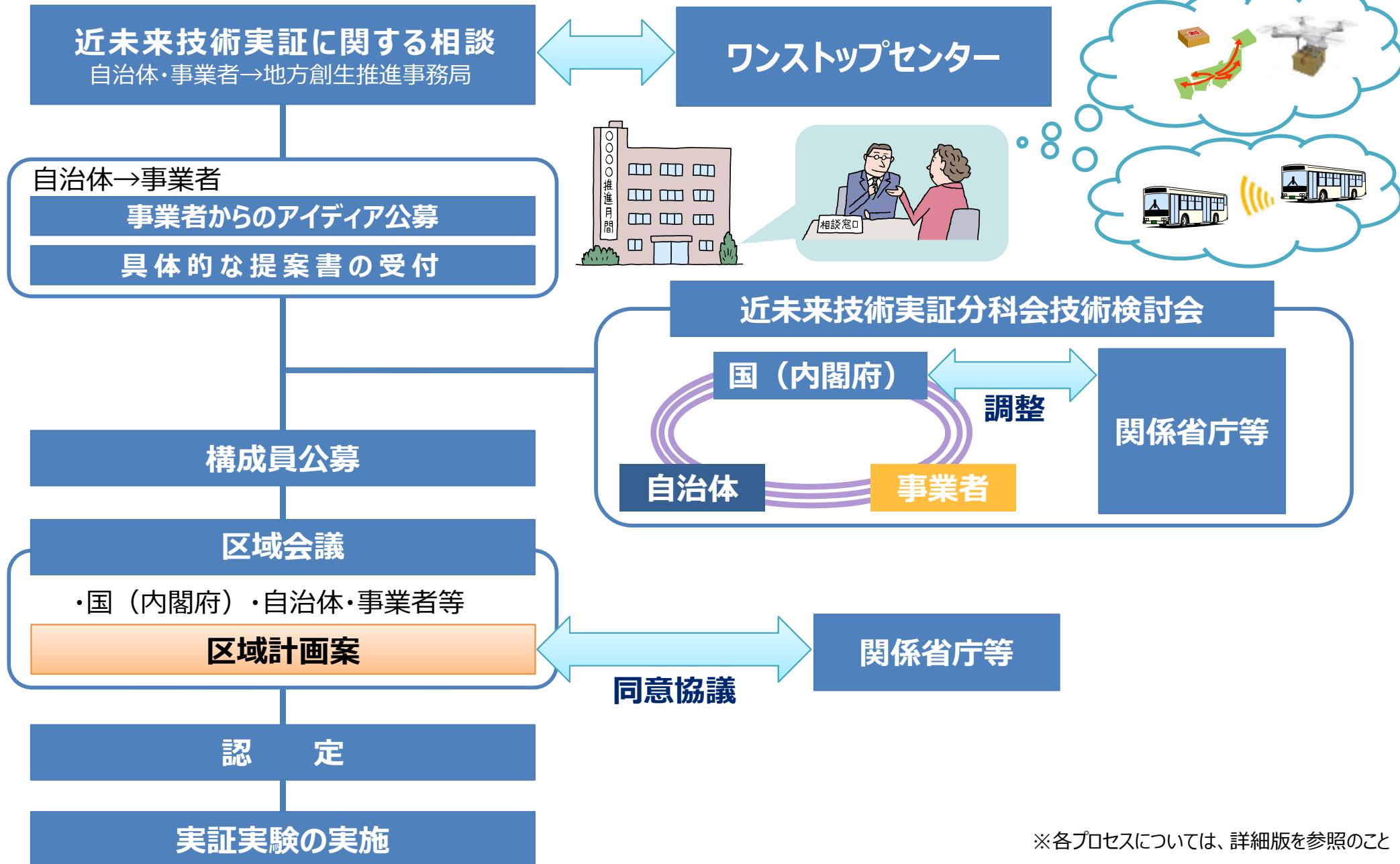
自動運転や無人航空機に関する電波利用の場合



サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス



3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（概略版）



3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



内閣府地方創生推進事務局への近未来技術実証に関する相談

- 自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関連する実証実験について、サンドボックス制度の活用が見込まれる場合には、お気軽にご相談ください
- また、近未来技術実証に関するワンストップセンター（法第37条の7）への相談の中で、サンドボックス制度の活用が見込まれる内容がございましたらお気軽にご相談ください



自動運転



ドローン



内閣府地方創生推進事務局サンドボックス班
相談窓口 TEL: 03-5510-2453
メールアドレス: sandbox.s7b@cao.go.jp

3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

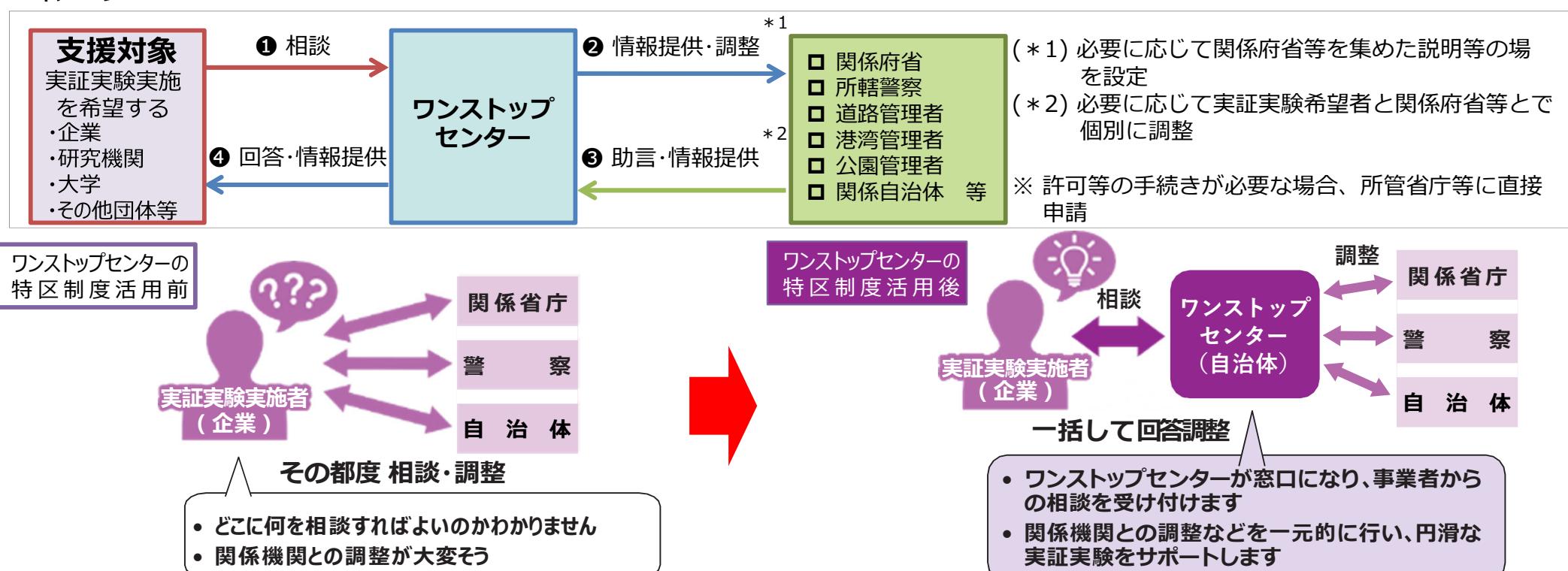


近未来技術実証に関するワンストップセンター

- 現在、国家戦略特区では、近未来技術の実証実験を支援・促進させるため、関係省庁等と自治体が共同で、ワンストップセンターの設置を進めております
- 相談員が、実証実験の構想（相談）段階から実施に至るまでの、関係法令等の手続きに関する情報提供や相談等を行います

<近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置状況>

（設置自治体）【自動運転】：東京都、横浜市、新潟市、北九州市、福岡市、沖縄県、仙台市、仙北市、今治市、愛知県
【ドローン】：千葉市、横浜市、新潟市、北九州市、福岡市、沖縄県、仙台市、仙北市、今治市



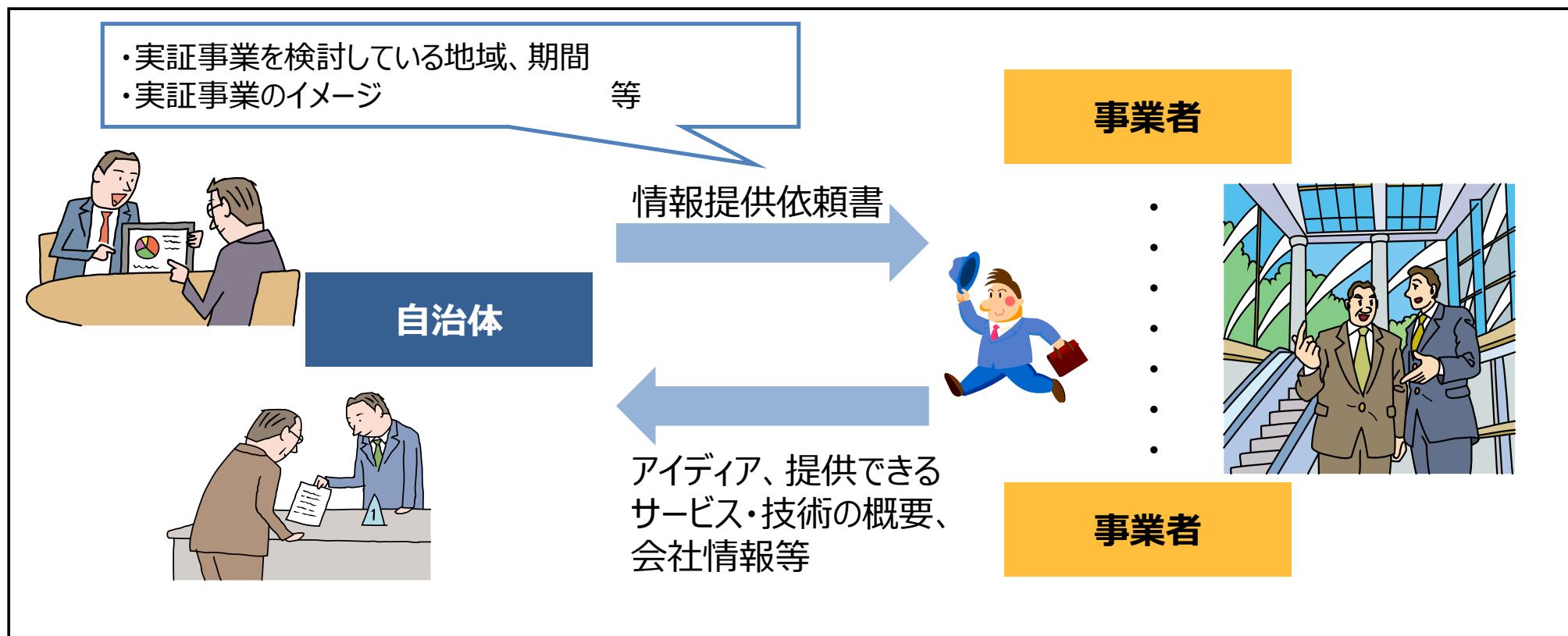
3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



実証事業にかかる事業者からのアイディア公募

- ・サンドボックス制度の活用を検討する自治体は、実証事業の内容を検討するにあたり、事業者向けにアイディア公募などを行うことで、適宜、必要な情報収集等を行うことができる

<イメージ>



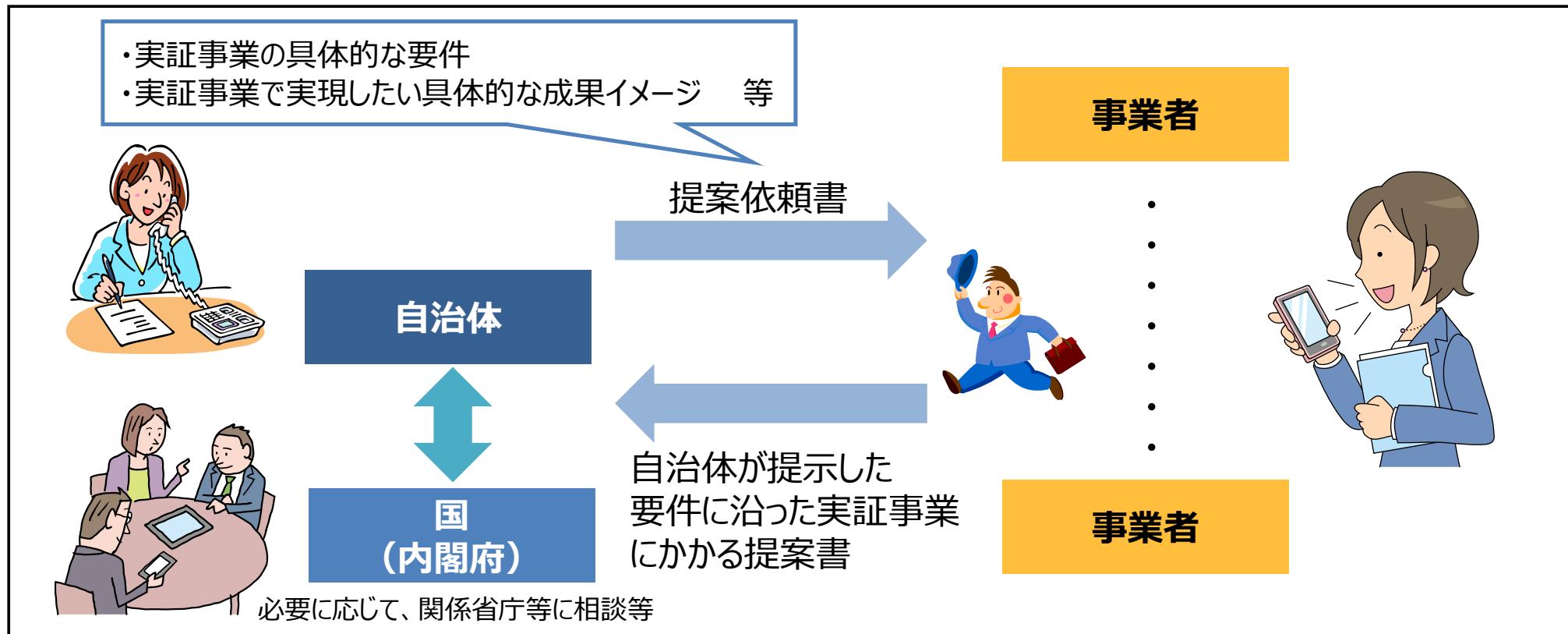
3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



実証事業にかかる具体的な提案書の受付

- ・アイディア公募で収集した情報を基に、実証事業にかかる要件等を検討・提示したうえで、事業者に実証事業にかかる具体的な提案書の提出を広く求めることができる
 - ・自治体は提案書の内容を精査し、構成員公募にかかる要項等を検討する

＜イメージ＞



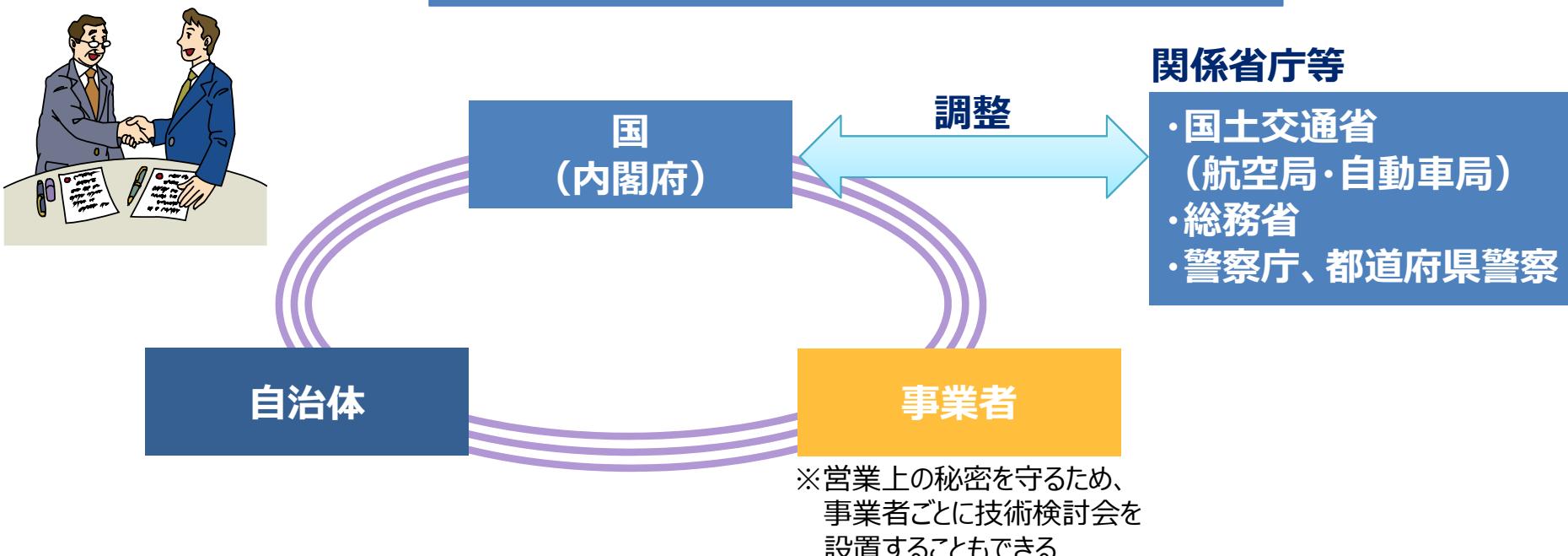
3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



具体的な実証実験の検討・調整

- ・具体的な実証実験内容の検討・調整を行うため近未来技術実証分科会技術検討会を、必要に応じて設置する
- ・メンバーは、内閣府、自治体、事業者等、関係省庁等を想定
- ・メンバーの選定にあたっては、別途公募等により、関連する産業分野から幅広く参加させることができる
- ・区域計画案の作成にあたり、内閣府において、自治体等と連携し、同意協議を見据えて、関係省庁等と十分な検討・調整を行う

近未来技術実証分科会技術検討会のイメージ



3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



区域会議の組織から関係省庁との同意協議までの流れ

<イメージ>

・区域会議の組織

区域ごとに、区域計画の作成、区域計画の実施に係る連絡調整及び必要な協議を行うために区域会議を組織する（法第7条第1項）

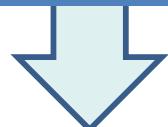
構成員公募

- ・区域計画案の作成等
- ・特定事業の内容及び実施主体の公表

区域会議は、区域計画に特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業の内容及び特定事業の実施主体の公表を行う（法第8条第3項）



・関係省庁等との同意協議



3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

分科会
技術検討会

構成員公募

情報提供・
条件設定

同意協議

区域会議の構成員公募

構成員公募

(法第7条第1項～3項)

<区域会議を組織する構成員>

- ① 国家戦略特別区域担当大臣
- ② 関係地方公共団体の長
- ③ 内閣総理大臣が、区域方針に即して、特定事業を実施すると見込まれる者として、公募等により選定した者
- ④ ①及び②が必要と認める者^{※1}



※ 1：関係行政機関の長や作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

※ 特定事業の内容、実施主体の公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる（法第8条第4項）

3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



同意協議に必要な情報の提供と必要な条件の設定

事業者（として定めようとする者）

※公募手続きを経て、
区域会議構成員になる



区域会議

区域計画



関係省庁等

同意する場合において必要な条件の設定

（法第25条の2 第10項、第13項）

- ・関係省庁等^{*}との同意協議を行い、必要があると認めるときは、必要な条件を定めることができる

※・所轄警察署長は、必要があると認めるときは、遠隔自動走行について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を定めることができる
・総務大臣は、必要があると認めるときは、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、技術実証を行う者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない

同意協議に必要な情報の提供①

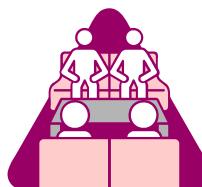
（法第25条の2 第5項）



- ・区域会議は、必要に応じ、事業者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる

同意協議に必要な情報の提供②

（法第25条の2 第6項）



- ・関係省庁等は、同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができる

3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

分科会
技術検討会

構成員公募

情報提供・
条件設定

同意協議

関係省庁等との同意協議

関係省庁等との同意協議

(法第25条の2第4項)

<区域計画について、あらかじめ、各行為ごとに協議し、同意を得なければならない者>

行為	同意を得なければならない者
・特殊仕様自動車運行	管轄地方運輸局長
・遠隔自動走行	所轄警察署長
・航空法第132条第1項各号のいずれかに掲げる空域（同条第2項第1号の国土交通省令で定める飛行を行う場合を除く。）において無人航空機を飛行させる行為 ・航空法第132条の2第1項第5号から第10号までに掲げる方法（同条第2項第1号の国土交通省令で定める場合を除く。）のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為	国土交通大臣
・上記に関連する実験等無線局を開設し、これを運用する行為	総務大臣

3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

技術実証評価委員会について

技術実証評価委員会とは

- ・区域会議が実証状況の評価を行うにあたり、実証事業の適切な実施と、次の段階でのより高度な実証事業の実現に向けて、専門的な識見に基づき意見を述べる役割を果たすもの

技術実証評価委員会の設置

(法第25条の2 第19項)

- ・区域会議は、区域計画の認定を受けたときに、技術実証評価委員会を区域ごとに設置する
- ・委員の選定にあたっては、評価及び監視の中立性を確保するため、事業者と利害関係を有さない者を選定すること

3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



事業者

相談は幅広・前広に！

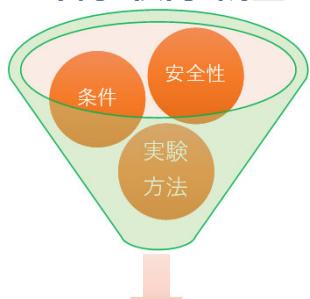
【提案書の記載事項】

- ・実証事業者の氏名、住所
- ・技術実証の目的、方法
- ・技術実証に含まれる特例措置の活用を求める行為
- ・技術実証を行う場所、期間、方法、使用機材の特定に必要な情報等
- ・安全確保上、環境保全上、社会生活上の支障を生ずることなく技術実証を行うための措置

等

技術検討会は、分科会の下に設置され、実務担当レベルのメンバーで構成。左図で受け付けた提案書に基づく実証実験の実施に向けて調整を実施。技術実証区域計画（素案）を作成。

確認・検討・調整



技術実証区域計画（素案）

実証内容は自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関連するもの

近未来技術実証に関する相談



事業者からのアイディア公募

具体的な提案書の受付

近未来技術実証分科会

近未来技術実証分科会技術検討会



技術実証区域計画（素案）

地域住民の理解取得

構成員公募・選定

特定事業の実施主体の公表

追加申出

技術実証区域計画（案）

サンドボックス制度における特例

- ・自動車の自動運転に係る特例
道路運送車両法の特例
道路交通法の特例
- ・無人航空機に係る特例
航空法の特例
- ・電波利用に係る特例
電波法の特例

同意協議（法第25条の2 第4項）
「区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において」

同意する場合に必要な条件設定

同意協議に必要な情報提供

区域会議の開催

（計画作成・認定申請）※

技術実証区域計画（案）

※技術実証評価委員会の設置も審議

同意協議（法第8条第9項）
「内閣総理大臣は、認定をしようとするときは」

諮詢会議の開催（意見聴取）

技術実証区域計画の認定

認定技術実証区域計画

認定技術実証区域計画の公示

関係者への通知

技術実証評価委員会の設置

実証事業者への書面の交付
(特例措置の発効)

実証実験の実施

技術実証評価委員会の評価

関係省庁等

- ・管轄地方運輸局長
- ・所轄警察署長
- ・国土交通大臣
- ・総務大臣

関係行政機関の長

作業等主体例

区域会議

特区自治体

国（内閣府）

関係省庁等

事業者等

地域限定型 規制のサンドボックス制度活用に係る Q & A



4 サンドボックス制度 Q&A

Q1. 地域限定型規制のサンドボックス制度を活用したい場合はどうすれば良いですか。

A. 活用が見込まれる内容がございましたら、内閣府地方創生推進事務局にお気軽に幅広・前広に御相談ください。

Q2. 「地域限定型」とはどういう意味ですか。

A. 「地域限定型」とは、対象地域を国家戦略特区内に限るという意味です。産業競争力強化法に基づくプロジェクト型サンドボックス制度と区別するため、このような表記をしています。

Q3. プロジェクト型サンドボックス制度とはどう違うのですか。

A. 国家戦略特別区域法に基づく地域限定型は、対象地域を特区指定を受けた自治体に限定し、分野についても、自動車の自動運転、ドローン、これらに関連する電波利用に限定して、あらかじめ規制の特例措置を設けており、実証実験を迅速かつ円滑に実施するための仕組みです。

これに対して、産業競争力強化法に基づくプロジェクト型は、対象地域と事業分野を限定せず、実証事業者が実証の参加者、期間等を設定し、まずは既存の規制法令に違反しない範囲内で迅速に実証実験を行う仕組みです。

Q4. 近未来技術実証ワンストップセンター制度との違いは何ですか。

A. 近未来技術実証ワンストップセンター制度は、国家戦略特別区域法第37条の7に基づき、実証実験に係る手続に対する援助を行うものであり、実証実験に関する各省庁の許可等に特例措置を講じるものではありません。

これに対し、地域限定型規制のサンドボックス制度は、同法第25条の2から第25条の6までに基づき、国・地方公共団体・事業者が一体となって作成した区域計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものと「みなす」ことなどとする特例措置を講じるものです。

4 サンドボックス制度 Q&A

Q5. 地域限定型規制のサンドボックス制度の活用に当たり、近未来技術実証ワンストップセンターの設置は必須ですか。

A. 近未来技術実証ワンストップセンターは、実証実験に係る手続に対する援助を行うものであることから、地域限定型規制のサンドボックス制度の活用に当たっても、援助を行うことが想定されます。しかしながら、本制度を活用するための要件ではありません。

Q6. 地域限定型規制のサンドボックス制度を活用したドローンの実証実験は、国家戦略特別区域内で実施しなければならないのですか。

A. 遠隔操作を行う地点及びドローンを飛行させる経路のいずれもが国家戦略特別区域内でなければなりません。

Q7. スーパーシティと同時に活用することはできますか。

A. スーパーシティに指定された都市は、地域限定型規制のサンドボックス制度も含め、他の国家戦略特区のメニューを活用することができます。

Q8. 自動車の自動運転などの実証実験が道路交通法の特例措置の対象になるのですか。

A. 本制度では、道路において遠隔操作を行なながら自動運転の技術を用いて自動車を走行させる行為のうち、道路交通法に基づく道路使用許可を受けなければならないものが対象になります。

Q9. A I を活用した自動車の自動運転やドローンの実証実験も対象となりますか。

A. 対象となります。代替的な安全確保措置等をすることで、過去に類例のない、高度で革新的な技術に関する実証実験を、積極的かつ大胆に実現するための制度です。

4 サンドボックス制度 Q&A

Q10. 電波法の特例は自動車の自動運転やドローンに関連する電波技術に限定されるのですか。

A. 本制度における電波利用に関する特例措置は、自動車の自動運転又はドローンに関連するものを対象としています。

Q11. 実証実験の対象は自動車の自動運転やドローンに限られていますが、今後その対象を追加する予定はありますか。

A. 現時点では想定しておりません。

Q12. 自動車の自動運転やドローンの実証実験に対する財政的な支援はありますか。

A. 本制度において、個別の補助金等の予算措置はされておりません。

Q13. 技術実証評価委員会とは何ですか。

A. 技術実証評価委員会は、区域会議が実証事業の評価を行うにあたって、実証事業の適切な実施と、次の段階でのより高度かつ革新的な実証事業の実現に向けて、区域会議に対して専門的な識見に基づき意見を述べる役割を果たすものです。

Q14. 事前規制の最小化とはどのような意味ですか。

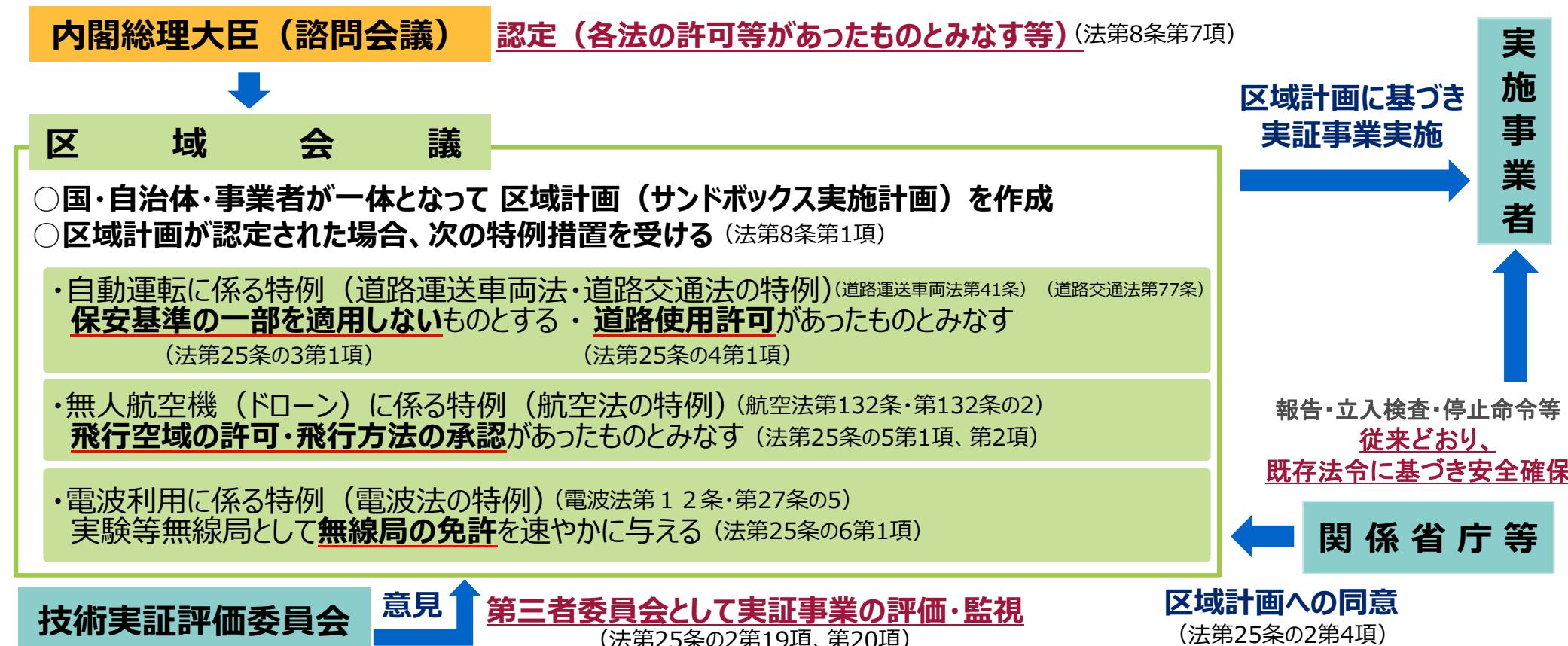
A. 高度で革新的な技術に関する実証実験を、積極的かつ大胆に実現していくために、対象地域や対象分野を戦略的に絞った上で、事前規制・手続の最小化を図るもので。具体的には、代替的な安全確保措置等も含め、国・自治体・事業者の三者が一体となって実証実験に関する区域計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものと「みなし」とことなどとする特例措置を講じるもので。

参考資料



5 地域限定型 規制のサンドボックス制度とは（概略版）

- 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

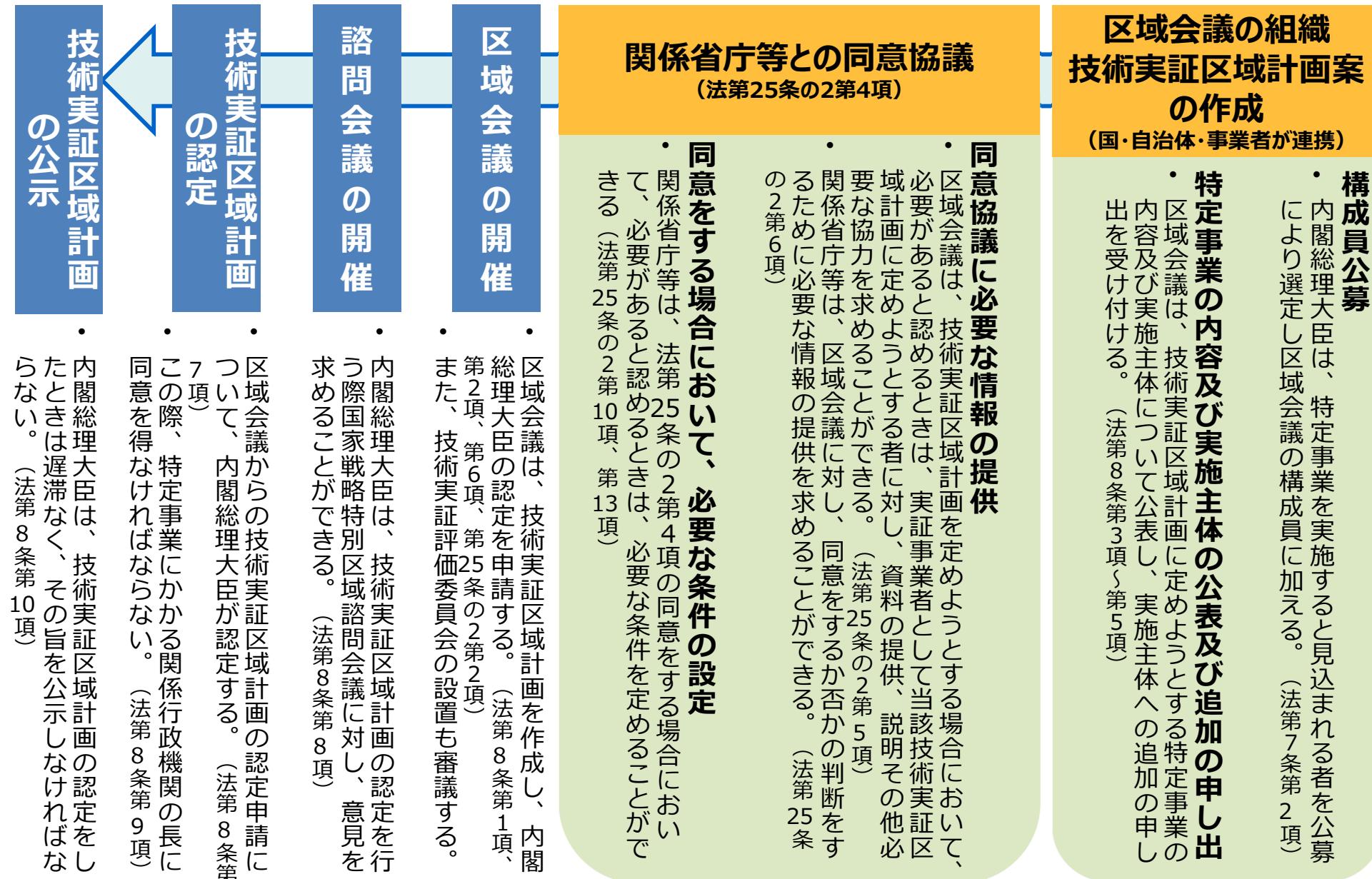


※実証実験に際しては、地域の住民等の理解の下、その安全の確保に万全を期すること。

※規制のサンドボックス制度とは：イノベーション促進のために、一時的に規制の適用を停止するなど、新たなビジネスの実験場の仕組みとしてイギリスなどで始められた「規制の砂場（Regulatory Sandbox）」をいう。これを参考に、特区においても、監視・評価などの事後チェックルールを整備し、近未来技術実証に関する事前規制・手続きを見直すことで、迅速・円滑に実証実験を実現する仕組みを設けようとするもの。

6 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス

～実証の相談から技術実証区域計画の公示まで～



6 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス

～技術実証区域計画の公示から実証実験まで～

技術実証区域計画の公示

関係者への通知

技術実証評価委員会の設置

- 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき等は、遅滞なく、その旨を関係省庁等に通知しなければならない。（法第25条の2第18項）

特例措置の発効

区域会議は、実施事業者に技術実証区域計画の内容や条件について記載された内閣府令で定める書面を交付する（法第25条の2第1項）

自動運転

道路運送車両法の特例（法第25条の3）

- 技術実証区域計画の認定により、道路運送車両の保安基準の規定の一部を適用しないものとする。
- 実施事業者は国土交通大臣に新規登録の申請を行い、国土交通大臣は保安基準適合性検査の上、新規登録・車検証の交付を行う。（道路運送車両法第4条、第7条、第59条、第60条）
- 国土交通大臣により、自動車登録番号標（ナンバープレート）を交付する。（道路運送車両法第11条、第19条）

道路交通法の特例（法第25条の4）

- 技術実証区域計画の認定により、道路使用許可があつたものとみなす。
- 実施事業者に交付された書面のうち遠隔自動走行に係る部分を当該許可にかかる許可証とみなす。

無人航空機（ドローン）

航空法の特例（法第25条の5）

- 技術実証区域計画の認定により、飛行空域の許可・飛行方法の承認があつたものとみなす。

自動運転や無人航空機に関連する電波利用

電波法の特例（法第25条の6）

- 区域会議は、技術実証区域計画の認定を受けたときは、速やかに関係者へ内容等を通知する。（法第25条の2第16項）
- 総務大臣は、認定を受けた区域会議に定められた実証事業者に対し、速やかに実験等無線局の免許を与える。

技術実証評価委員会による評価

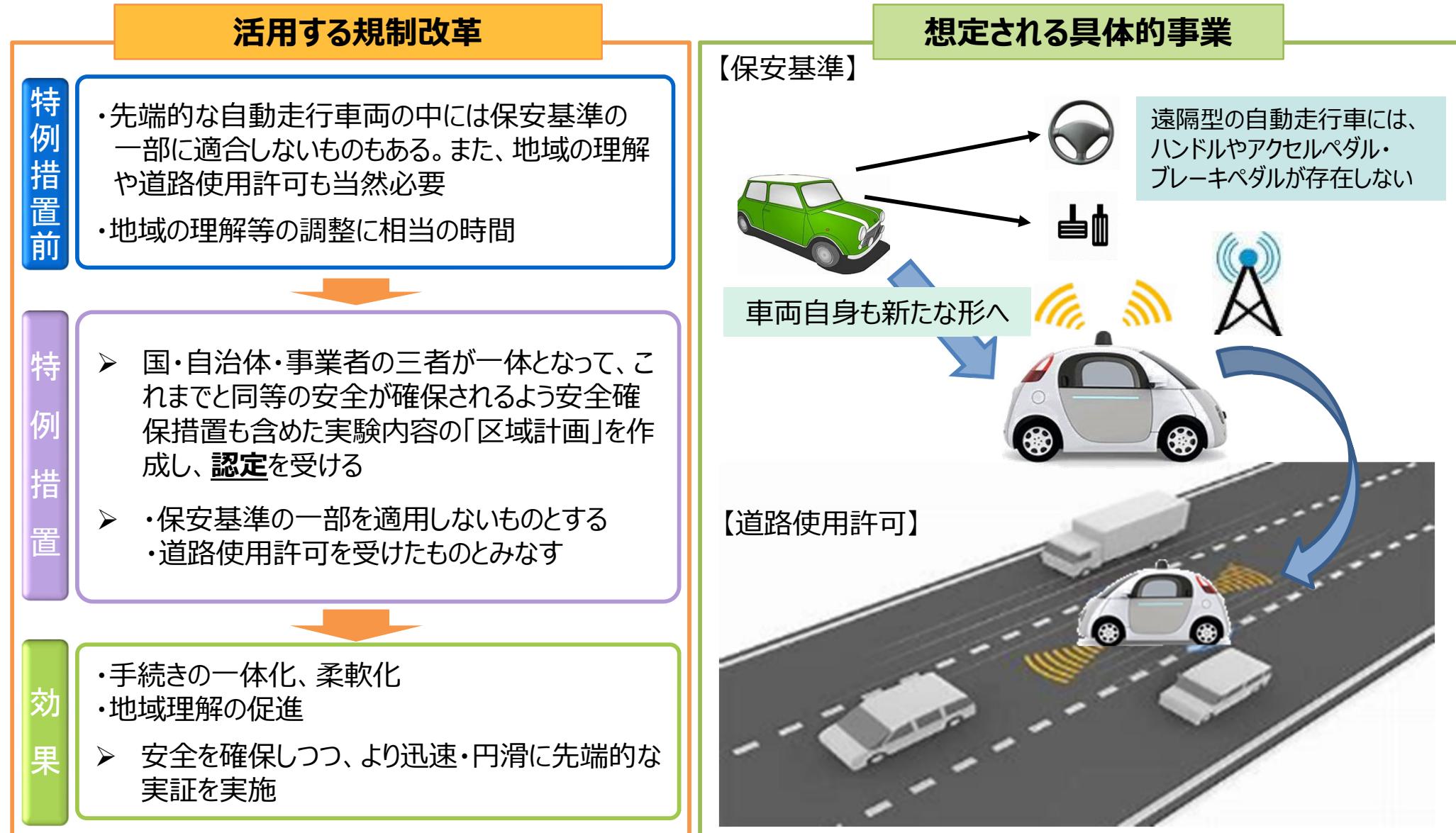
実証実験の実施

- 技術実証評価委員会は、実証実験の実施状況について評価を行い、区域会議にその意見を述べる。（法第25条の2第20項）



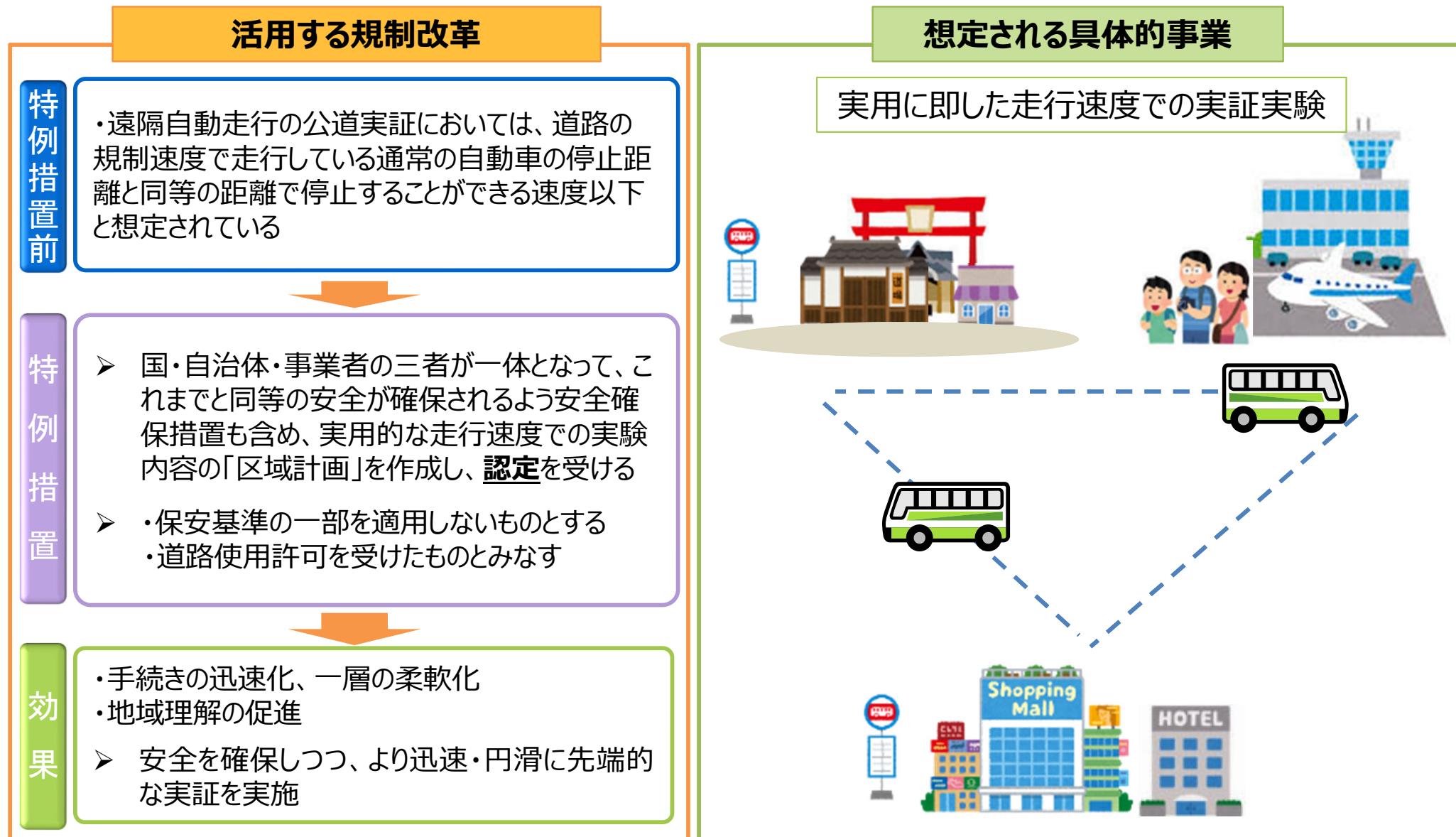
7 活用イメージ（道路運送車両法及び道路交通法の特例）

ハンドル等の存在しない車両による遠隔自動走行の実証実験



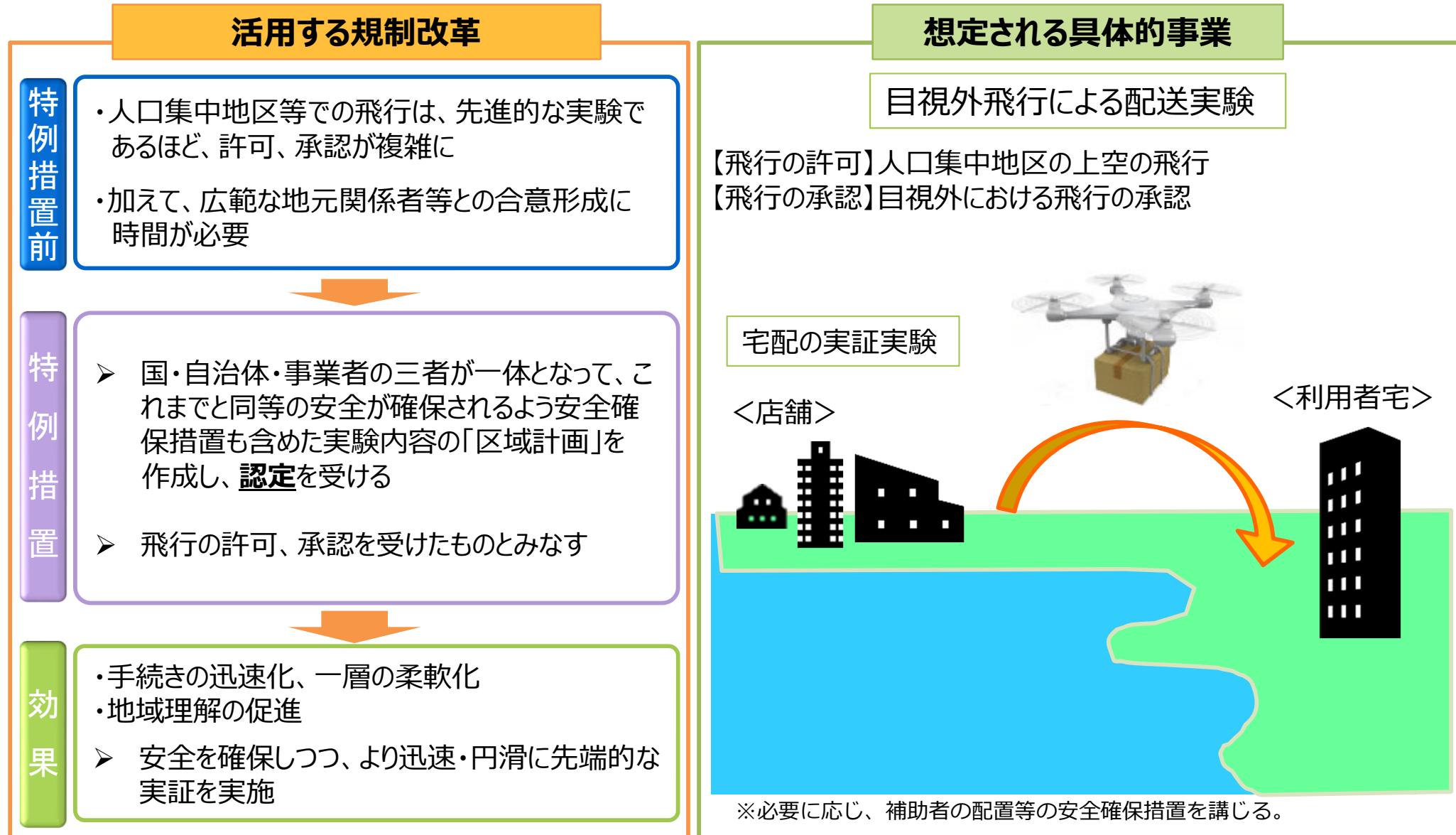
7 活用イメージ（道路交通法の特例）

実用に即した走行速度での遠隔自動走行の実証実験



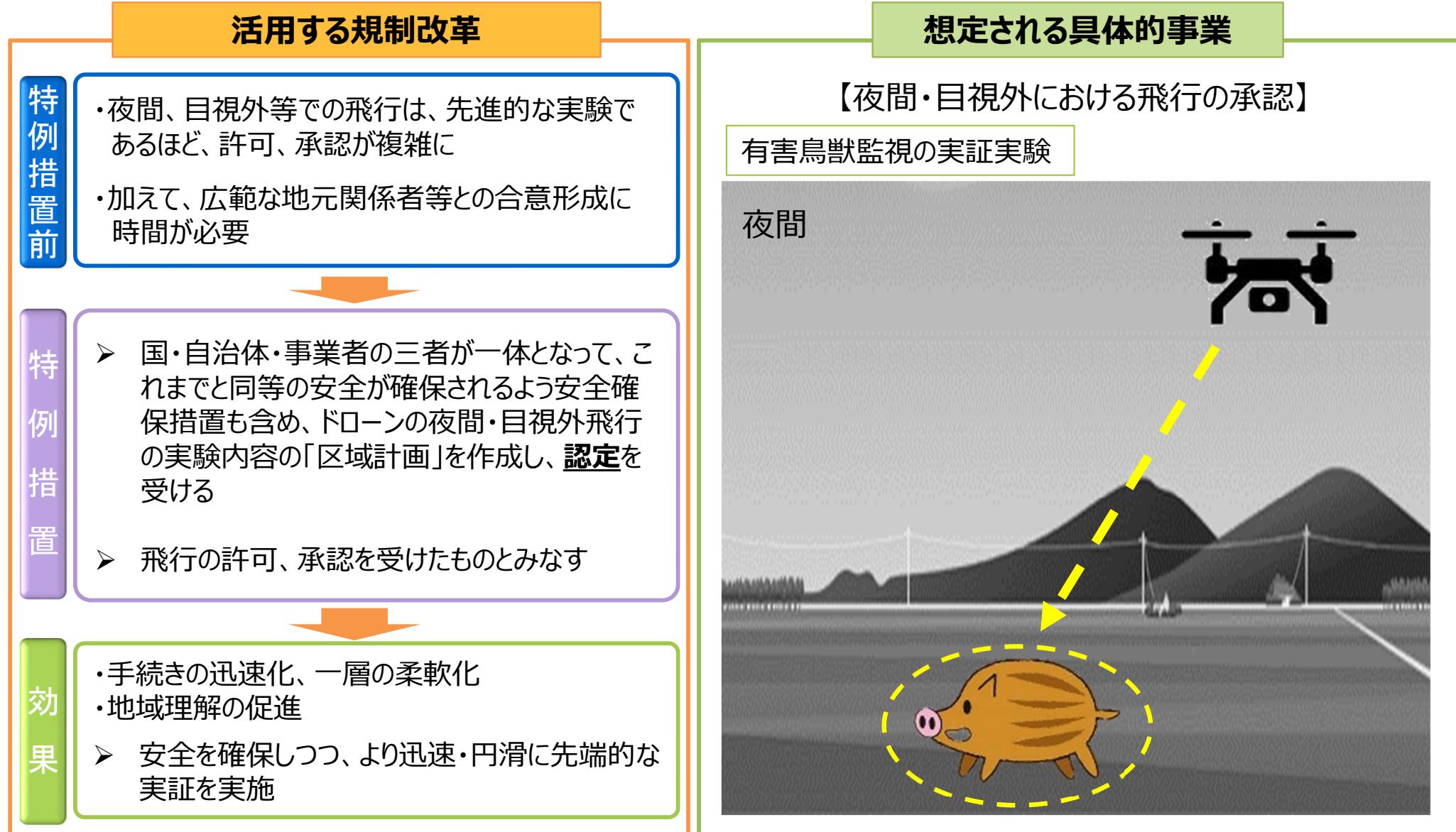
7 活用イメージ（航空法の特例）

湾岸エリアにおけるドローンの目視外飛行による配送実験



7 活用イメージ（航空法の特例）

鳥獣駆除を目的としたドローンの夜間飛行での実証実験



7 活用イメージ（電波法の特例）

5Gを活用した自動車の遠隔自動走行やドローンの実証実験



※ 5G（第5世代移動通信システム）…超高速、超大容量、超低遅延の特徴があり、リアルタイムでの遠隔操作、高画質画像の送信等可能

7 活用イメージ（道路運送車両法及び道路交通法の特例）（航空法の特例）

農地を結ぶ公道を含めたトラクターの遠隔自動走行の実証実験

ドローンを活用した農地管理を目的とした、面的な実証エリアでの目視外実証実験

特例措置前

活用する規制改革

- ・トラクターの自動走行車両の中には、保安基準の一部に適合しないものもある。また、道路使用許可も必要
- ・ドローンの目視外での飛行は、先進的な実験であるほど、許可・承認が複雑に
- ・また、地域の理解も当然必要

特例措置

- 国・自治体・事業者の三者が一体となって、これまでと同等の安全が確保されるよう安全確保措置も含めた実験内容の「区域計画」を作成し、認定を受ける
- ・保安基準の一部を適用しないものとする
・道路使用許可を受けたものとみなす
- 飛行の許可、承認を受けたものとみなす

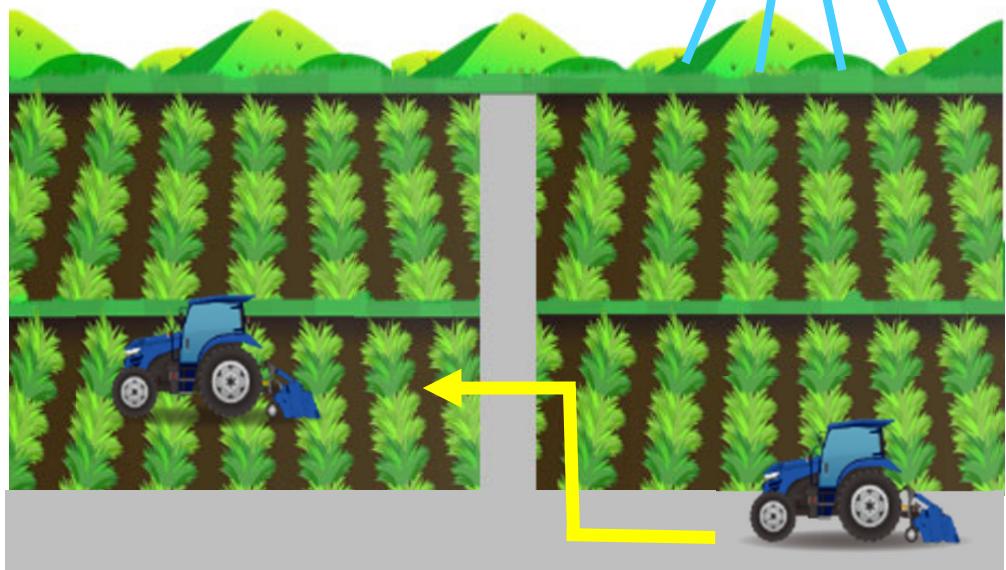
効果

- ・手続きの一体化、柔軟化
- ・地域理解の促進
- 安全を確保しつつ、より迅速・円滑に先端的な実証を実施

想定される具体的事業

【飛行の承認】面的な実証エリアでのドローンの目視外における飛行の承認（航空法の特例）

農地管理を目的としたドローンの活用



【トラクターの公道における遠隔自動走行】
(道路運送車両法及び道路交通法の特例)

農作業効率化のためのトラクターの自動走行

8 I 国家戦略特区の指定状況及びワンストップセンターの設置状況

2021年4月時点

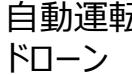
ワンストップセンター



自動運転



ドローン



自動運転 10ヵ所



ドローン 9ヵ所

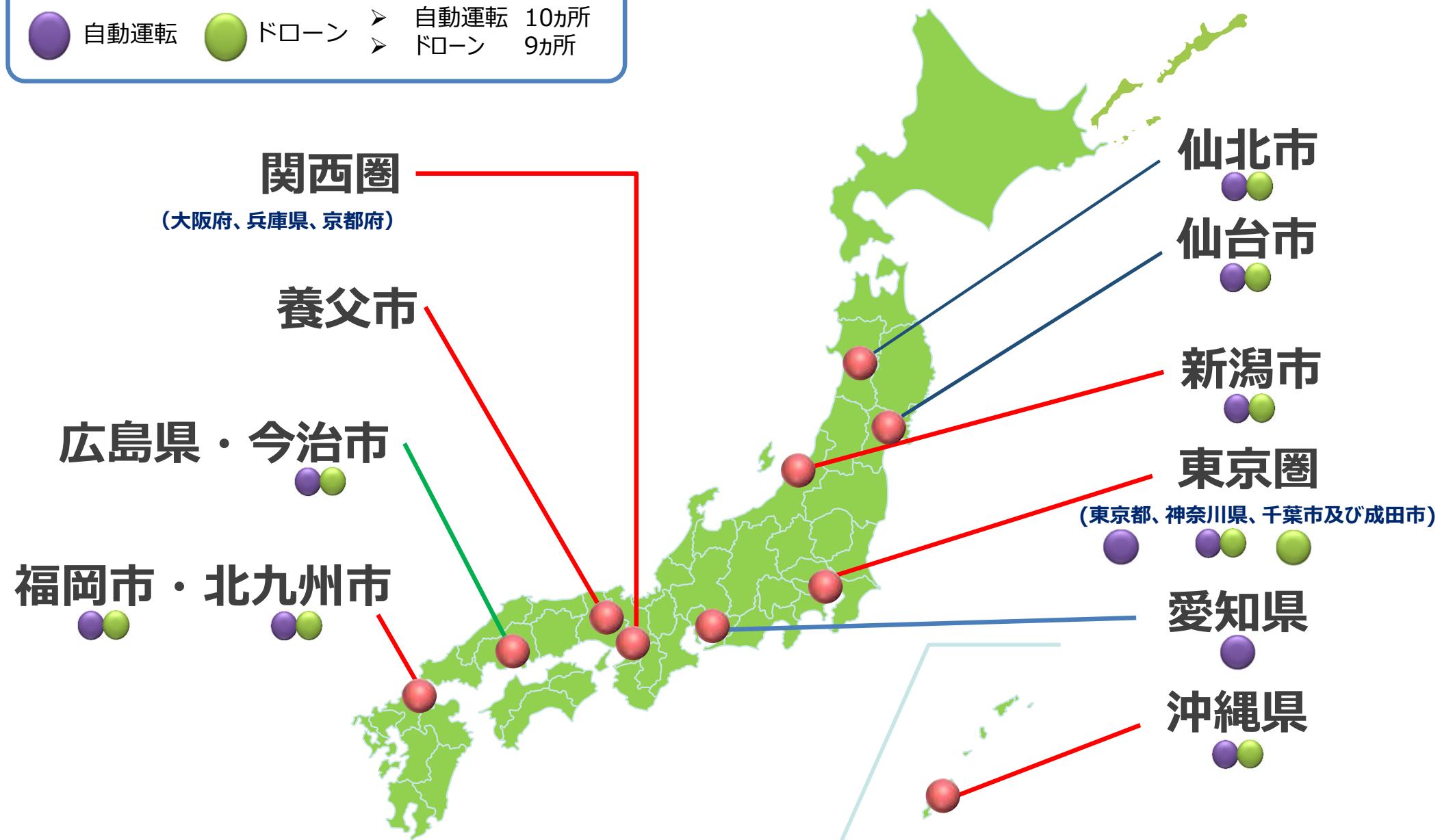
関西圏

(大阪府、兵庫県、京都府)

養父市

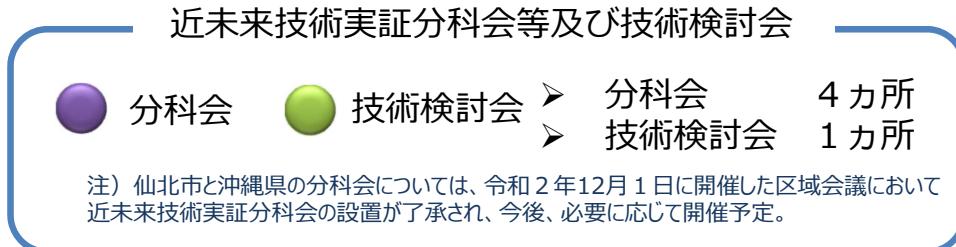
広島県・今治市

福岡市・北九州市



8 II 近未来技術実証分科会等及び技術検討会の設置状況

2021年6月時点

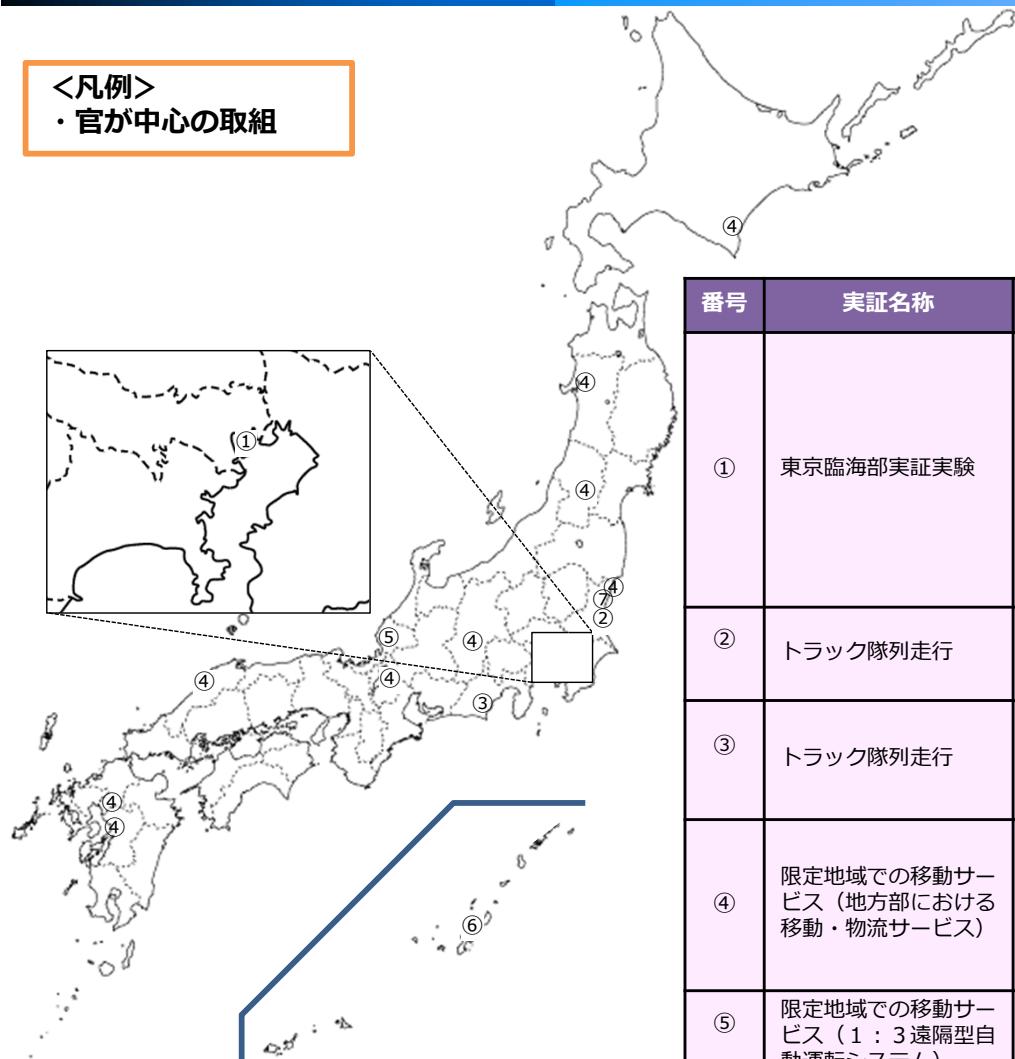


8 III 全国の主な実証実験の状況（自動運転）

(参考)内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料に基づき地方創生推進事務局作成

2021年6月時点

<凡例>
・官が中心の取組



番号	実証名称	実施者／地域	概要
①	東京臨海部実証実験	内閣府・警察庁・総務省・経産省・国交省／東京都臨海副都心地域等	SIP第2期にてインフラ協調型の自動運転システムの実証実験を実施 ・東京臨海副都心地域を中心として逆光や前方車両による遮蔽時等の場面での信号情報提供による信号灯色認識への有効性及び、ジレンマゾーン回避に対する信号残秒数情報の有効性を確認。また、自動運転に信号情報を活用するための技術要件を策定。 ・公共交通システムの自動運転に関して羽田空港地域においてITS無線路側機を活用したPTPSや専用レーンにより速達性・定時性・快適性が向上することを確認。また、磁気マーカーを活用した自動操舵が正着制御の再現性を向上させることを確認。 ・羽田空港と臨海副都心等を結ぶ首都高速道路において、ETCゲート開閉情報配信により、スマーズな料金所通過に効果があることを確認。また、スポット通信方式による合流支援情報配信の有効性と課題が明確となつたため、連続通信方式について議論を開始。
②	トラック隊列走行	経産省・国交省／常磐自動車道	後続車有人隊列走行（導入型）については2021年1月に常磐自動車道にて、共通信機を使用したマルチブランドによる隊列走行の実証実験を実施。有人隊列走行（発展型）の実現に向け、コンセプトや技術的成立性の取りまとめを実施。
③	トラック隊列走行	経産省・国交省／新東名高速道路	新東名高速道路の一部区間にて、後続車無人隊列走行技術の実現に向けた実証を実施。2021年1月に国交省の策定した隊列走行の基本設計書に適合。2021年2月に、新東名（浜松SA～遠州森町PA）にて後続車の運転席を実際に無人とした状態でのトラックの後続車無人隊列走行技術を実現。
④	限定地域での移動サービス（地方部における移動・物流サービス）	国交省・内閣府／秋田県上小阿仁村他全国8カ所	SIP第2期にて、過疎地での移動手段の確保に向け電動カートを電磁誘導線に沿って走行する自動運転サービスの実証実験を実施。実証実験での知見蓄積により運行サービス等のノウハウを集約・展開するとともに、実装に必要な制度等を整備し社会実装に向け促進。 秋田県上小阿仁村においては、2019年11月から社会実装を開始し、一部区間で期間を限定して一般車両が進入しない専用区間を確保し、車内保安運転手が運転席に乗車しない形での無人自動運転サービスを実施。
⑤	限定地域での移動サービス（1：3遠隔型自動運転システム）	経産省・国交省／福井県永平寺町	永平寺町にて、2020年12月よりレベル2遠隔型自動運転システム（1：3）を活用した無人自動運転移動サービスを開始。車両を高度化し、2021年3月にはレベル3を達成。今後は2022年度内にレベル4を目指す。
⑥	限定地域での移動サービス（1：2遠隔型自動運転システム）	経産省・国交省／沖縄県北谷町	観光地である美浜エリアを中心にレベル2遠隔型自動運転システムの実証を実施。混在空間である公道ルートと、海岸沿いの町有地ルートがあり、2021年3月に町有地ルートで1：2の無人自動運転移動サービスを開始。
⑦	中型自動運転バス	経産省・国交省／茨城県日立市	ひたちBRTの専用道区間約7kmでの実証を実施。専用区間に複数の交差部があり、インフラ連携を組み合わせたレベル2での実証を、2020年11月より実施。
⑧	スマートモビリティチャレンジ	経済産業省・国交省／全国50箇所	IoTやAIを活用した新たなモビリティサービスの社会実装に向け、スマートモビリティチャレンジ推進協議会を設立。民間企業や団体等による実証実験への支援を実施。

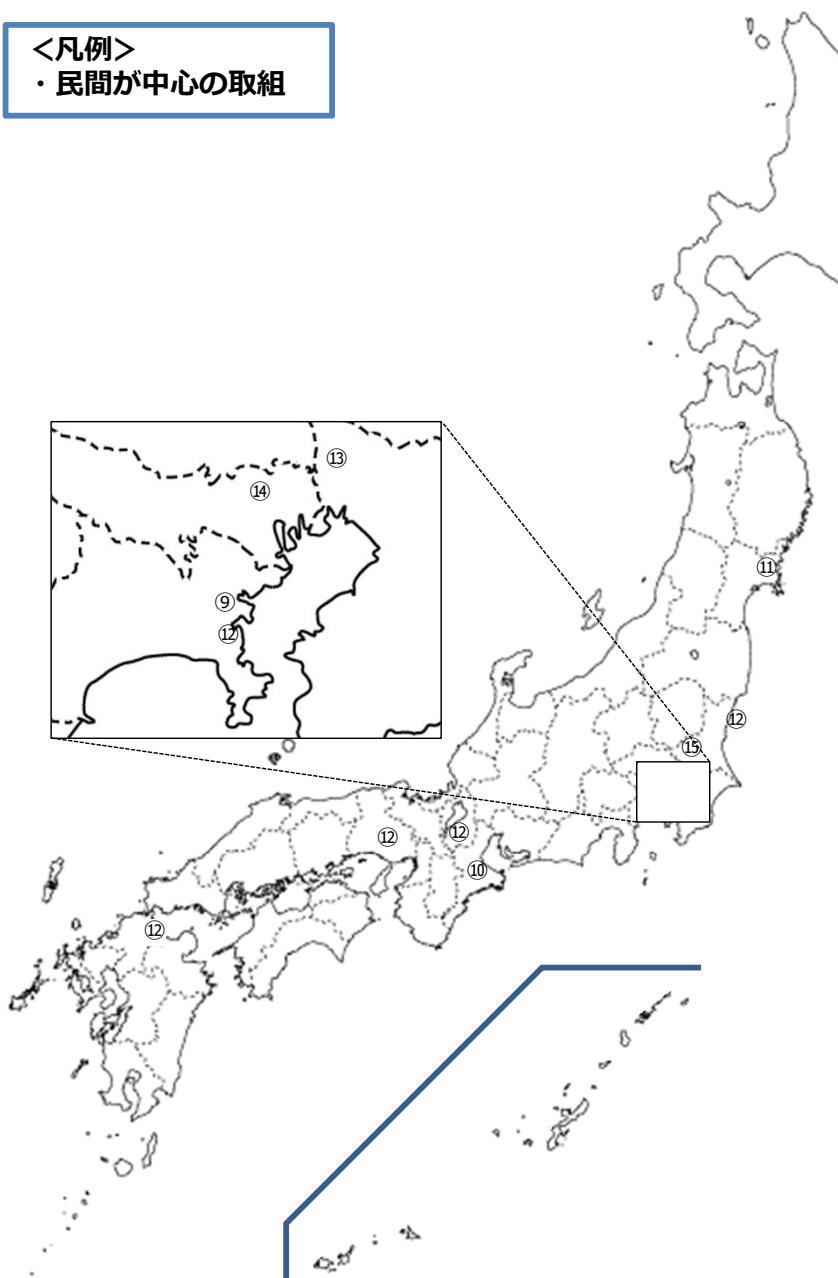
※⑧のスマートモビリティチャレンジは全国50箇所で実施のため、日本地図には掲載していない。

8 III 全国の主な実証実験の状況（自動運転）

(参考)内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室資料に基づき地方創生推進事務局作成

2021年6月時点

<凡例>
・民間が中心の取組



番号	実証名称	実施者／地域	概要
⑨	EasyRide	日産／神奈川県横浜市	DeNAと連携し、日産の電気自動車を使用する自動運転車両を用いて、みなとみらい区での実証実験を2018年から実施。無人車両の運用に関する課題抽出や解決策を模索しつつ、2020年代早期のサービス実用化を目指す。
⑩	大型ダンプトラックの自動運転実証	日野・大林組／三重県伊賀市	2020年11月より川上ダムにて、自動運転大型ダンプトラックにより、約1.3 kmを最高30 km/hで走行する実証を実施。今後は、荷積み・運搬・荷下ろしまで一貫したオペレーションを目指していく。
⑪	BRT大型自動運転バス	JR東日本／宮城県登米市	宮城県気仙沼BRTの専用区間（交差部なし）の一部約4.8 kmにて、2021年1月より実証を実施。今後レベル3での運行を目指す。
⑫	中型バス実証	いすゞ・先進モビリティ／全国5カ所	2020年7月より、中型バスを使用した自動運転移動サービス実証を全国5カ所で開始。実証では、限定空間から混在空間まで、インフラ連携も活用しながら様々な環境を走行。
⑬	スマートシティ自動運転	東京大学／千葉県柏の葉スマートシティ	レベル2小型自動運転バスの営業運行を通じ、レベル4以上の実現を目指す。2021年から自動運転バスを小型から中型へ変更すると共に、信号機と連携した実証実験を実施予定。
⑭	5G通信による遠隔監視自動運転タクシー	ティアフォー／東京都西新宿	5Gを活用した遠隔監視自動運転タクシー（1：1）の実証や、配車アプリと連動したデマンド型自動運転タクシーの実証を実施。2020年11月にレベル2実証を実施。
⑮	日本初の公道での事業化	BOLDLY／茨城県境町	2020年11月より5年間、一般公道における車内保安運転手が乗車する形（レベル2）での3台の自動運転バスの定常運行を開始。往復5キロメートルのルートでNAVYARMAを運行。

8 III 全国の主な実証実験の状況（無人航空機）

(参考)内閣官房小型無人機等対策推進室資料に基づき地方創生推進事務局作成

過疎地・
離島物流

医薬品物流

農作物物流

2021年6月時点

みさとちょう
島根県美郷町
美郷町、佐川急便(株)



とのしょうちょう
香川県土庄町
土庄町、佐川急便(株)



やぶ
兵庫県養父市
日本航空(株)、テラドローン(株)、養父市



よしかちょう
島根県吉賀町
(株)トラジェクトリー、吉賀町

ふくおか
福岡県福岡市
ANAホールディングス(株)、福岡市



ごとう
長崎県五島市
ANAホールディングス(株)、五島市



つくみ
大分県津久見市
ciRobotics(株)、大分県、
(株)日通総合研究所



えちぜんちょう
福井県越前町
越前町、佐川急便(株)



ちちぶ
埼玉県秩父市
(株)ゼンリン、秩父市、
(株)日通総合研究所

あしがらかみぐんやまとまち
神奈川県足柄上郡山北町
(株)NTTドコモ、神奈川県

おだわら
神奈川県小田原市
慶應義塾大学SFC研究所、
神奈川県、ブルーイノベーション(株)



たけた
大分県竹田市
(株)エー・ディー・イー、大分県、
(公財)ハイパーネットワーク社会研究所、
(株)オーエーシー



おおさきかみしま
広島県大崎上島町
大崎上島町、佐川急便(株)



※ 先頭に記載の事業者が代表事業者

8 IV 国家戦略特区における近未来技術実証の取組み

仙北市 国際ドローン競技会

【時期】2016年7月

【概要】

- 申請から免許発給までの手続きを原則即日発給とする**特定実験試験局制度に関する特例を活用**し開催。

- 本特例により5.6GHz帯の電波を使用。 ドローンインパクトチャレンジ アジアカップ2016

- 中国や韓国をはじめとするアジア8か国のトップパイロットが集結。 ドローンに係る日本初の国際大会。

当日の様子→



東京都・愛知県 全国初の遠隔型自動運転システム実証実験

【時期】2017年12月

【概要】

- 公道における自動走行の実証実験を促進するため、必要手続きの情報提供、相談、援助等を行う自動走行実証ワンストップセンターを設置。

- 全国初の遠隔型自動運転システムの公道実証の支援を行い**、東京都と愛知県の同日において実証実験が実施された。

- 利用者アンケートを実施したところ、満足度は非常に高い。
- 民間事業者の関心が高く、自動車関連産業の促進も期待。

遠隔型自動運転実証の様子→



仙北市 全国初のレベル4相当の自動運転

【時期】2016年11月

【概要】

- 運転席がなく運転手がいない自動運転バスに人を乗せ、公道で走らせる**全国初となるレベル4相当の実証実験を実施**。

- 通行止めにした県道約400mを時速約10キロメートルで走行した。

- 60名を超える一般モニターが参加。

DeNA社ロボットシャトル 実験車両→



千葉市 注文から受取までの一連の流れを想定した宅配デモ

【時期】2018年10月

【概要】

- 商品の注文から、玄関の受取りまでをほぼ無人で行う一連の流れのデモンストレーションを実施。**
- 倉庫から商品をマンション前のドローンポートまで配送。人力で商品を移し替え、配送ロボットが個人宅玄関まで荷物を配送。



8 IV 国家戦略特区における近未来技術実証の取組み

東京都 自動運転バスの実証実験

【時期】2019年2月

【概要】

- ・多摩市の多摩ニュータウン内において、交通結節点から起伏に富んだ団地内を経由し商業施設を結ぶ自動運転バスの実証実験を実施。

- ・本実証実験は、「東京自動走行ワнстップセンター」の支援を受けて実施。

- ・自動運転の受容性や地域内移動手段の可能性に関する調査を実施。

日野自動車製小型バス「ポンチョ」実験車両→



千葉市 ドローンの新たな使用可能性の検証に関する実証実験

【時期】2019年7月

【概要】

- ・千葉市内において、ドローンの橋梁、トンネル点検業務への使用可能性の検証のため実施。

- ・本実証実験は、「ちばドローン実証ワнстップセンター」の支援を受けて実施。

- ・併せて、非GPS環境下及び暗所における実証実験も実施された。また、ドローンの自律飛行による安全な橋梁点検を可能とする技術開発(位置制御)に関する実証実験も実施している。

橋梁点検の様子→



愛知県 複数台の遠隔型自動運転の実証実験

【時期】2019年3月

【概要】

- ・常滑市中部国際空港島の一般公道等で、遠隔監視・操作が可能な自動運転車両を2台同時に走行させる実証実験を実施。

- ・本実証実験は、「あいち自動運転ワнстップセンター」の支援を受けて実施。

- ・併せて、信号機に設置した無線機からの情報を自動運転車両に送信し、周辺環境に左右されない信号認識の実証実験を実施。

遠隔型自動運転実証の様子→



東京都 特殊仕様自動車による実証実験

【時期】2019年7月

【概要】

- ・ハンドル等がない自動運転バスを使用し、ザ・プリンスパークタワー東京敷地内にて、実証実験（一般試乗会）を実施。

- ・本実証実験は、「東京自動走行ワNSTUPセンター」の支援を受けて実施。

- ・車両は、フランスNavya製のARMAを使用。

- ・車内には運転手及び保安要員が乗車し、緊急時は手動運転に切り替える。

Navya製のARMA 実験車両→



8 IV 国家戦略特区における近未来技術実証の取組み

福岡市 海上における2路線同時の目視外・補助者無の実証実験

【時期】2019年7月

【概要】

- ・ドローンを活用した物流困難地域への配送実装を目指し、海上において、2路線同時に目視外・補助者なしの実証実験を実施。
- ・本実証実験は、「福岡市近未来技術実証ワンストップセンター」の支援を受けて実施。
- ・実証においては、オペレーションのマニュアル化やLINEを利用した宅配サービス、有人機監視用の管制システムの課題整理が目的。

実証実験の様子→



愛知県 遠隔監視による自動運転の実証実験

【時期】2019年12月

【概要】

- ・愛知県海部郡飛島村の公道及び一部敷地内において、住民サービスの向上とまち全体の活性化と魅力向上を図ることを目的に実施。
- ・本実証実験は、「あいち自動運転ワンストップセンター」の支援を受けて実施。
- ・遠隔監視用カメラの映像を保険会社がトラブル対応サービス研究拠点として設置したセンターへリアルタイムに配信し、遠隔監視を実施。

実証実験の様子→



横浜市 遠隔監視・操作での自動運転の実証実験

【時期】2020年10月

【概要】

- ・横浜市よこはま動物園正門と里山ガーデン正面入口を結ぶ約900mの人と車が往来する混在交通環境下において、日本初となる大型バスによる運転席無人、遠隔監視・操作での自動運転の実証実験を営業運行で実施。

・本実証実験は、「I・TOP横浜実証ワンストップセンター」の支援を受けて実施。

・「I・TOP横浜」の取り組みとして「路線バス自動運転プロジェクト」を相鉄バスと共同で立ち上げ、自動運転「レベル4」による営業運行を目指す。

相鉄バス保有の実験車両→



北九州市 中型自動運転バスによる実証実験

【時期】2020年10月

【概要】

- ・JR朽網駅と北九州空港を結ぶ既存の路線バスのルート（約10.5km）において、産業技術総合研究所が開発した中型自動運転バスを使用して社会実装と公道走行を目指す。
- ・本実証実験は、「北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」の支援を受けて実施。
- ・信号情報伝達時間の短縮のため、車両と信号機との直接通信を実施。また、交差点に設置したカメラ等の情報から、AIが危険情報を予測し、車両へ伝達することで、安全・円滑な自動走行を実施。

実証実験の様子→



8 IV 国家戦略特区における近未来技術実証の取組み

東京都 自動運転タクシーの事業化に向けた実証実験

【時期】2020年11月

【概要】

- ・西新宿エリアで5Gを活用した自動運転タクシーにおいて、KDDI新宿ビルから京王プラザホテルまでを遠隔型自動走行と非遠隔型自動走行での実証実験を実施。

- ・本実証実験は、「東京自動走行ワнстップセンター」の支援を受けて実施。

- ・自動運転サービスの事業化に向けた課題抽出、採算性やニーズの分析、地域の課題に対応した新たな移動サービスの在り方を検討。

実証実験の様子→



千葉市 花見川河川上の道路・鉄道橋横断に関する実証実験

【時期】2021年2月

【概要】

- ・千葉市内において、ドローンを活用した宅配サービスの実現を目指し、**美浜大橋やJR京葉線鉄道橋を横断する、花見川上空飛行の実証実験を実施。**

- ・JR上空は電車の通行していない時間帯に飛行。道路上空飛行時には車や通行人を一時停止させるなどして第三者の上空飛行とならないよう配慮。

- ・配達時間の短縮等による利便性の向上や、物流業界が抱える人手不足、配送コストの削減等の課題解決が目的。 実証実験の様子→



仙台市 ドローンによる8K動画での空中撮影の実証実験

【時期】2021年1月

【概要】

- ・仙台市青葉区作並、新川、大倉地区においてドローンを使って高精細の8K動画で地域を空撮するとともに、地域住民を集めた録画映像の上映会を実施。

- ・本実証実験は、「**仙台市近未来技術実証ワнстップセンター**」の支援を受けて実施。

- ・災害時の人命救助や被害把握の可能性を探るとともに、次世代通信規格5Gと組み合わせリアルタイムで映像を共有するシステムの研究開発が目的。 実証実験の様子→



千葉市・横浜市 東京湾縦断ドローン長距離飛行の実証実験

【時期】2021年6月

【概要】

- ・横浜市・千葉市間（約50km）の東京湾縦断飛行を、飛行レベル3（無人地帯での目視外・自律飛行）にて実施。

- ・本実証実験は、「**千葉市ドローン宅配等分科会**」及び「**技術検討会**」並びに「**I・TOP横浜実証ワнстップセンター**」を通じて実施。

- ・配達時間の短縮等による利便性の向上や、物流業界が抱える人手不足、ラストワンマイルの問題、配送コストの削減等の課題解決を目的として、都市部におけるドローンを活用した宅配サービスの実現を目指すための実証実験。



地域限定型 規制のサンドボックス制度とは

- 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

想定される具体的な事業



内閣府国家戦略特区HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/topic01.html>



お問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 サンドボックス班
相談窓口 TEL:03-5510-2453

MAIL:sandbox.s7b@cao.go.jp

令和3年4月時点

事業者

近未来技術実証に関する相談

実証内容は自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関するもの

自治体
ワクストップセンター

事前調整



【提案書の記載事項】

- ・実証事業者の氏名、住所
- ・技術実証の目的、方法
- ・技術実証に含まれる特例措置の活用を求める行為
- ・技術実証を行なう場所、期間、方法、使用機材の特定に必要な情報等
- ・安全確保上、環境保全上、社会生活上の支障を生ずることなく技術実証を行うための措置等

事業者からのアイディア公募

具体的な提案書の受付

近未来技術実証分科会

近未来技術実証分科会技術検討会

国（内閣府）
事業者
自治体
関係省庁等

技術実証区域計画（素案）

地域住民の理解取得

構成員公募・選定

特定事業の実施主体の公表

追加申出

技術実証区域計画（案）

- ・自動車の自動運転に係る特例
- ・道路運送車両法の特例
- ・無人航空機に係る特例
- ・航空法の特例
- ・電波利用に係る特例
- ・電波法の特例

同意協議（法第25条の2 第4項）
「区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において」

同意する場合に必要な条件設定

同意協議に必要な情報提供

区域会議の開催

（計画作成 認定申請）※

技術実証区域計画（案）

※技術実証評価委員会の設置も審議

同意協議（法第8条第9項）
「内閣総理大臣は、認定をしようとするときは」

諮詢会議の開催（意見聴取）

認定技術実証区域計画の認定

作業等主体例

区域会議

特区自治体

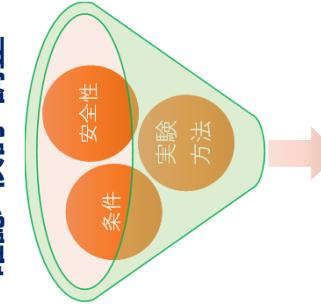
国（内閣府）

関係省庁等

事業者等

技術検討会は、分科会の下に設置され、実務担当レベルのメンバーで構成。左図で受け付けた提案書に基づく実証実験の実施に向けた調整を実施。技術実証区域計画（素案）を作成。

確認・検討・調整



技術実証区域計画（素案）



技術実証評価委員会の公示

認定技術実証区域計画の通知

技術実証評価委員会の設置

実証事業者への書面の交付

実証実験の実施

技術実証評価委員会の評価